

船舶事故調査報告書

平成30年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	不明（平成30年7月5日 11時00分ごろ～12時20分ごろの間）
発生場所	鹿児島県喜界町喜界島南東方沖 シツル埼灯台から真方位140° 11.8海里付近 （概位 北緯28° 08.0′ 東経130° 05.5′）
事故の概要	漁船第二十脇田丸は、機関室に浸水した。
事故調査の経過	平成30年7月10日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二十脇田丸、19.19トン KG2-4804（漁船登録番号）、株式会社脇田総合（A社） 第293-38886号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約10.8m/s、視界 良好 海象：波高 約4m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、喜界島南東方沖の浮魚礁に向けて航行中、平成30年7月5日11時00分ごろ船長が機関室を点検してビルジがないことを確認した。</p> <p>本船は、浮魚礁付近に到着し、主機をアイドル状態として漂泊し、操業を開始した。</p> <p>船長は、12時20分ごろ焦げたような臭いを感じて機関室を確認したところ、主機の約3分の1がつかるほど海水がたまっているのを認めた。</p> <p>船長は、主機の清水冷却器と冷却海水配管との継手付近から海水が漏れいしているように見えたので、主機を停止しないと浸水が止まらなれないと思い、航行不能と判断して主機を停止し、海上保安庁に救助要請を行った。</p> <p>本船は、来援した海上保安庁の巡視船により、喜界島湾港までえい航された後、船舶所有者が手配した漁船に引き継がれて鹿児島県瀬戸内町篠川湾までえい航された。</p> <p>本船は、外板に亀裂及び破口はなかったが、冷却海水配管の至る所に錆が発生していた。</p> <p>本船は、昭和56年3月に進水し、A社が平成30年4月に中古で購入してから本事故発生時まで主機に不具合又は故障はなかった。</p>

	<p>本船の冷却海水系統は、平成30年4月以降、保護亜鉛の交換が行われていたものの、点検及び整備が行われていなかった。</p>
分析	<p>本船は、船長が、11時00分ごろ航行中に機関室に異常がないことを確認した後、12時20分ごろ漂泊中に機関室に海水がたまっているのを認めたことから、この間において、機関室に浸水したものと考えられる。</p> <p>本船は、主機の冷却海水系統から海水が漏えいし、機関室に浸水した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、喜界島南東方沖において、機関室に浸水したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に整備業者に依頼するなどして主機の冷却海水系統の点検及び整備を行うこと。